

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年財内農林閣府省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象水産省区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六條第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第九号ト、第九十六条、第百条及び第百条の二において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバ</p>	<p>（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年財内農林閣府省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象水産省区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六條第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第九号ト、第九十六条、第百条及び第百条の二において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。</p>

レッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファー非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 略〕

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第三条 「略」

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファー非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 略〕

〔3・4 略〕

〔二・三 同上〕

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第三条 「同上」

2 「同上」

一 当該委託契約の締結が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 同上〕

〔3・4 同上〕

<p>(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)</p> <p>第百条 農林中央金庫は、法第七十二条第四項の規定による認可対象会社(同条第一項第十二号に掲げる会社(第九十九条の二に規定する会社を除く。))を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書面</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書面</p> <p>〔四〇六 略〕</p> <p>〔二〇一 略〕</p>	<p>(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)</p> <p>第百条 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第九項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書面</p> <p>〔四〇六 同上〕</p> <p>〔二〇一 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	